

株式会社放射線管理研究所の「運搬物確認業務規程」の認可について（案）

令和2年7月29日
原子力規制委員会

1 経緯

- 令和2年2月12日、原子力規制委員会は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第41条の21の2の規定に基づき、株式会社放射線管理研究所を登録運搬物確認機関として登録した。
- 令和2年7月13日、株式会社放射線管理研究所から、法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の5第1項前段の規定に基づき、運搬物確認業務規程認可申請書が提出された。

2 審査

- 法第41条の22において読み替えて準用する法第41条の5第2項の規定により、運搬物確認業務規程には、運搬物確認業務の実施方法、運搬物確認の信頼性を確保するための措置、運搬物確認に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておくことが必要である。
- 具体的には、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号。以下「機関則」という。）第50条各号に掲げられており、今般提出された運搬物確認業務規程の各記載事項が、同条各号及び「登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について」（平成29年12月13日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。）に照らし、適切な記載であることを確認した（別表参照）。

3 処分

- 上記2のとおり、運搬物確認業務規程に必要事項が記載され、その内容も適切であることから、別紙のとおり認可することとする。

審査結果一覧

機関則第 50 条各号に掲げる記載事項	審査基準 (明記すべき事項の摘要)	株式会社放射線管理研究所の「運搬物確認業務規程」 (審査結果の概要)
(各号共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運搬物確認業務規程に、運搬物確認の公正な実施上不相当と認められる内容が含まれていないこと。 ○ 具体的な手順、方法等を下部規程に委任する場合には、当該下部規程の名称が運搬物確認業務規程に明記されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運搬物確認の公正な実施上不相当と認められる内容は含まれていないことを確認した。 ○ 具体的な手順、方法等が委任された下部規程の名称は、次のとおり明記されていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運搬物確認実施要領」 ・ 「身分証明書取扱要領」 ・ 「放射線測定器管理要領」 ・ 「運搬物確認員等教育訓練実施要領」 ・ 「情報等管理要領」
一 運搬物確認業務を行う時間及び休日に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬物確認業務を行う時間帯（休憩時間を含む。）に関すること。 2. 休日に関すること。 3. 上記にかかわらず、所定の業務時間帯以外又は休日に運搬物確認業務を行う場合に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第2条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務時間は、午前9時30分～午後5時30分（休憩は午後0時～午後1時）とする。 ・ 休日は、土・日・祝日・年末年始とする。 ・ 必要な場合には、上記にかかわらず運搬物確認業務を実施する。
二 運搬物確認業務を行う場所に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬物確認業務を行う事業所の所在地に関すること。 2. 運搬物確認の申請に係る運搬物の発送場所において現地に行くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第3条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の所在地は、東京都品川区東五反田二丁目20番4号NMF高輪ビルとする。 ・ 上記の事業所又は運搬物発送場所で運搬物確認を行い、実地の確認は運搬物発送場所で行う。
三 運搬物確認業務の実施方法に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬物確認の実施方針に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運搬物確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、運搬物確認を行うこと。 (2) 運搬物確認を行うことを拒否するときは、申請者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知すること。 (3) 公正に運搬物確認を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第4条・第5条・第20条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬物確認を求められたときは、正当な理由なく拒否せず、遅滞なく実施する。 ・ 正当な理由により拒否する場合には、原則、申請上の実施日の2週間前までに、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知する。 ・ 運搬物確認業務を公正に行うとともに、法令や業務規程を遵守し適正に実施する。

機関則第 50 条各号に掲げる記載事項	審査基準 (明記すべき事項の摘要)	株式会社放射線管理研究所の「運搬物確認業務規程」 (審査結果の概要)
	<p>2. 運搬物確認員等の職務及び責任範囲並びに運搬物確認業務を行う組織に関する事。</p> <p>3. 運搬物確認業務の実施方法に関する事。</p> <p>(1) 運搬物確認の申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類に関する事。</p> <p>(2) 1ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物確認にあつては、所定国の法令に基づき本邦内に直接運搬する物の実地における確認の省略に関する事。</p> <p>4. 確認項目（法令に基づき確認する項目）及び確認手法（申請書及び添付書類の確認並びに運搬物の発送場所における目視及び測定による確認に関する事。</p> <p>5. 原子力規制委員会に運搬物確認結果報告書を提出する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬物確認員等には利害関係のある会社の運搬物確認に関与させない。 ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第 6 条～第 8 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬物確認員の職務（申請書受理、運搬物確認の実施、主任運搬物確認員への結果報告）とその責任 ・ 主任運搬物確認員の職務（運搬物確認結果の確認、技術基準適合性の判定、代表取締役や原子力規制委員会への報告等）、運搬物確認業務の統括管理とその責任 ・ 運搬物確認を行う組織体制（代表取締役－（業務改善検討委員会）－主任運搬物確認員－運搬物確認員） ○ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号。以下「規則」という。）第 18 条の 15 第 1 項で定められた申請様式と添付書類が明記されていることを確認した（第 9 条）。 ○ 当該国から本邦内に運搬される運搬物に関し実地審査を省略することができる事が明記されていることを確認した（第 11 条）。 ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第 10 条・第 11 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関則第 46 条第 1 項の規定に基づき、1 ペタベクレル以下の放射性同位元素については書面審査を、1 ペタベクレル超のものについては書面審査及び実地審査（目視や測定）を実施する。 ・ 運搬に使う容器の承認を受ける際に確認済の技術基準については、運搬物確認の際は書面により確認する。 ○ 運搬物確認結果報告書を確認月の翌月末日までに原子力規制委員会に提出することが明記されていることを確認した（第 12 条）。
<p>四 運搬物確認の信頼性を確保するための措置に関する事項</p>	<p>1. 運搬物確認業務の品質管理の基本方針に関する事。</p> <p>2. 運搬物確認業務の改善に関する事。</p> <p>(1) 運搬物確認業務の改善を行う者の職務及び組織に関する事。</p> <p>(2) 運搬物確認業務の改善の実施に関する事。</p> <p>(3) 運搬物確認業務の改善の記録に関する事。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した（第 13 条・第 14 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練や定期的な研修会の実施により運搬物確認員等の力量の維持・向上を図り、業務品質の継続的な改善に努める。 ・ 業務改善検討委員会を置き、業務改善事項についてのレビューを行い、業務品質の維持・向上を図る。

機関則第 50 条各号に掲げる記載事項	審査基準 (明記すべき事項の摘要)	株式会社放射線管理研究所の「運搬物確認業務規程」 (審査結果の概要)
	3. 運搬物確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上に関する事。 4. 個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する事。	○ 個人情報等の保護及び情報セキュリティの確保のための保管・廃棄を含む管理の方法について明記されていることを確認した(第 15 条)。
五 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項	1. 手数料の額に関する事。 2. 手数料の額の設定根拠(算出根拠)に関する事。 3. 公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額を設定すること。 4. 手数料の収納の方法に関する事。 (1) 手数料の請求及び受領の方法に関する事。 (2) 手数料の返還が適用される場合、その適用条件及び返還額に関する事。	○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 16 条)。 ・ 手数料の額は、原子力規制委員会が運搬物確認を行う場合におけるものを参考に設定する。 ・ 基本的には、実地審査の場合は 117,900 円(税込)、書面審査の場合は 29,700 円(税込)とする。 ○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 17 条・第 18 条)。 ・ 運搬物確認を実施した際に請求、原則、指定金融機関への振込により受領する(振込手数料は申請者負担)。 ・ 過度に受領してしまった場合は当該過度に受領した額を返還するが、原則として手数料は返還しない。
六 運搬確認証の交付に関する事項	1. 運搬物確認の基準に関する事。 2. 運搬確認証の交付に関する事。 3. 運搬物確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告すること。なお、申請書及び添付書類の内容と異なるなどの不備がある場合又は法に定める運搬の技術上の基準に適合していないと認められる場合、かつ、放射線障害の防止上緊急に対応を要する場合にあっては、その旨及びその対処について報告すること。 4. 運搬確認証の再交付(再交付に係る手数料を含む。)に関する事。	○ 運搬物確認の結果、規則で定める技術基準に適合していると認めるときは運搬確認証を交付することが明記されていることを確認した(第 11 条・第 19 条)。 ○ 運搬物確認の結果を速やかに原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に報告することが明記されていることを確認した(第 19 条)。 ○ 不適合等が認められる場合、直ちに原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に報告することが明記されていることを確認した(第 8 条)。 ○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 19 条)。 ・ やむを得ない場合に運搬確認証を再交付する。 ・ 再交付に係る手数料は 300 円とする。
七 運搬物確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項	1. 運搬物確認員等の選任、氏名の変更及び解任の届出に関する事。 2. 運搬物確認員等の選任及び解任の基準に関する事。 3. 運搬物確認員の人数に関する事。 4. 運搬物確認員等の配置に関する事。	○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 20 条～第 22 条)。 ・ 運搬物確認員は法令上の要件を満たす者を 3 名以上選任配置する。 ・ 主任運搬物確認員は法令上の要件を満たす者を 1 名以上選任配置する。

機関則第 50 条各号に掲げる記載事項	審査基準 (明記すべき事項の摘要)	株式会社放射線管理研究所の「運搬物確認業務規程」 (審査結果の概要)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令・業務規程違反の場合は解任する。 ・ 選解任したときは 15 日以内に原子力規制委員会に届出する。
八 運搬物確認業務に関する秘密の保持に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 秘密情報の定義及び秘密情報を取り扱う者の範囲に関する事。 2. 秘密情報の取得、利用、管理等に当たって、秘密を保持するための具体的な措置内容に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 23 条～第 25 条)。 ・ 運搬物確認において知り得た申請者、運搬物等に係る情報等は秘密情報と定義する。 ・ 秘密情報を取り扱う者の範囲は、役員又は運搬物確認員を含む職員とする。 ・ 秘密保持のための施錠管理やクローズド環境端末の使用等の措置(具体的には「情報等管理要領」に規定)及び秘密保持義務を課す。
九 運搬物確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬物確認業務に関する帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間に関する事。 2. 帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。 3. 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理の具体的な方法に関する事。 4. 運搬物確認業務に関する電磁的記録について保管、廃棄等の管理を行う場合は、当該管理の具体的な方法に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 26 条・第 27 条)。 ・ 運搬物確認の記録等帳簿の作成 保存期間 10 年 ・ 運搬物確認申請書及びその添付書類 保存期間 5 年 ・ 運搬物確認結果報告書(写) 保存期間 5 年 ○ 秘密情報として保管、廃棄等管理(具体的には「情報等管理要領」に規定)が明記されていることを確認した(第 27 条)。
十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 財務諸表等の作成、原子力規制委員会への提出及び事務所での備置きに関する事。 2. 財務諸表等の閲覧等の請求に対する対応方法に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次のとおり明記されていることを確認した(第 28 条)。 ・ 毎事業年度経過後 3 月以内に財務諸表等を原子力規制委員会に提出するとともに、5 年間備え置く。 ・ 利害関係人は、財務諸表等の閲覧等を請求することができ、謄写に係る手数料は 300 円とする。
十一 その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項	○ 登録機関の実態を踏まえ、必要に応じて運搬物確認業務の実施に関する必要な事項が明記されていること。	○ 運搬物確認員等には利害関係のある会社の運搬物確認に関与させないことが明記されていることを確認した(第 20 条)。 <再掲>

(別 紙)

(案)

原規放発第 号
令和 年 月 日

株式会社放射線管理研究所
代表取締役 佐藤 信吾 宛て

原子力規制委員会

登録運搬物確認機関の業務規程の認可について

令和2年7月13日付けで申請のあった標記の件については、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第41条の22において読み替えて準用する同法第41条の5第1項前段の規定に基づき認可します。

参照条文

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）（抄）

（運搬に関する確認等）

第十八条 許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては原子力規制委員会（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は原子力規制委員会）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない。

3～10 （略）

（設計認証業務規程）

第四十一条の五 登録認証機関は、設計認証業務に関する規程（以下「設計認証業務規程」という。）を定め、設計認証業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設計認証業務規程には、設計認証業務の実施方法、設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置、設計認証等のための審査に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかななければならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の認可をした設計認証業務規程が設計認証等のための審査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、登録認証機関に対し、その設計認証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録の要件等）

第四十一条の二十一の二 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

- 一 イからニまでに掲げる条件のいずれか及びホ又はへに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬物確認員が運搬物確認を行い、その人数が三名以上であること。
 - イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者
 - ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ニ イからハマまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - ホ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
 - へ ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 二 イからハマまでに掲げる条件のいずれか及びニ又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。
 - イ 運搬物確認員の業務（放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。）に五年以上従事した経験を有する者
 - ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - ニ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
 - ホ ニに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 登録申請者が、利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

（準用）

第四十一条の二十二 第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるの

は「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、同号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十一に規定する運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法」とあるのは「原子力規制委員会規則で定める方法」と、第四十一条の八第一項中「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）（抄）

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十五 法第十八条第二項の規定により運搬物確認（登録運搬物確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第十八による確認申請書に、次の書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 運搬する放射性同位元素等に関する説明書
- 二 前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第十八条の十七から第十八条の二十までにおいて「容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書
- 三 容器が容器の設計に従って製作されていることを示す説明書
- 四 容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書
- 五 放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書
- 六 簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2～4 （略）

○ 登録認証機関等に関する規則（平成 17 年文部科学省令第 37 号）（抄）

（運搬物確認の方法等）

第四十六条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 一ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。ただし、原子力規制委員会が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる運搬物を当該国から本邦内へ直接に運搬するときは、登録運搬物確認機関が運搬物確認業務規程で定めるところにより、ロに掲げる方法を省略することができる。
 - イ 施行規則第十八条の十五第四項（同規則第二十四条の二の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請書及び同項の書類（以下この項において「運搬物確認添付書類」という。）をもって確認を行うこと。
 - ロ 運搬物の発送場所において実地に行うこと。
- 二 一ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物に係る確認は、次に掲げる方法により行うこと。

イ 施行規則第十八条の十五第四項（同規則第二十四条の二の六の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申請書及び運搬物確認添付書類をもって確認を行うこと。

ロ 主任運搬物確認員が特に必要と認める場合には、運搬物の発送場所において実地に行うこと。

2 (略)

(運搬物確認業務規程の認可の申請)

第四十九条 登録運搬物確認機関は、法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第一項前段の認可を受けようとするときは、別記様式第五の申請書に、運搬物確認業務規程を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(運搬物確認業務規程の記載事項)

第五十条 法第四十一条の二十二において読み替えて準用する法第四十一条の五第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 運搬物確認業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 運搬物確認業務を行う場所に関する事項
- 三 運搬物確認業務の実施方法に関する事項
- 四 運搬物確認の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 五 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- 六 運搬確認証の交付に関する事項
- 七 運搬物確認員等の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 八 運搬物確認業務に関する秘密の保持に関する事項
- 九 運搬物確認業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
- 十一 その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項

法に基づく登録機関について

1. 経緯等

- ・ 昭和55年に、規制の充実と合理化を図るため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）が改正され、国が行う規制業務の一部を指定する民間機関に代行させる指定機関の制度が整備された。
- ・ その後、公益法人改革を踏まえて平成17年に放射線障害防止法が改正されたことにより登録機関制が整備された。
- ・ 令和元年9月の法改正により、特定放射性同位元素の防護（セキュリティ対策）が法の目的に追加され、法律名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更された。

2. 登録機関一覧

登録区分	登録機関名	登録日
登録認証機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録検査機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録定期確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録運搬物確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	令和2年2月12日
登録濃度確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成25年3月11日
登録試験機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月29日
登録資格講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月7日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年10月25日
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成20年1月31日
	一般財団法人放射線利用振興協会	平成25年2月5日
登録放射線取扱主任者 定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成17年11月29日
	公益社団法人日本診療放射線技師会	平成17年12月1日
登録特定放射性同位元素 防護管理者定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	令和元年10月30日

- 「登録運搬物確認機関」は、法第18条第2項の規定に基づき、運搬に関する措置のうちBM型及びBU型の輸送物に係る技術上の基準への適合について確認を行う。
- なお、株式会社放射線管理研究所は、既に法に基づく国土交通大臣による登録運搬方法確認機関となっている。